

広島県告示第五百二二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和元年七月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県庄原市口和町向泉及び同町宮内地内	
	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称
後庵迫（一三九）	地滑り	次の図のとおり
田口（一四〇）	地滑り	次の図のとおり
区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称
表区域の示	土砂災害特別警戒区域の表示及び土砂災害等に関する法律（平成十四年法律第八十四号）第三十一条第一項の施行令（平成十四年政令第八十四号）で定める事項	区域の表示及び土砂災害等に関する法律（平成十四年法律第八十四号）第三十一条第一項の施行令（平成十四年政令第八十四号）で定める事項

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局土砂法指定推進担当及び広島県北部建設事務所庄原支所に備え置いて縦覧に供する。